

茨城県警察ワークライフバランス等の推進のための行動計画(第二期)

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画

■ 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

■ 目的

性別や年代、時間制約の有無を問わず全ての職員が、いかなる環境下においても、責任と誇りを持って生き生きと働く茨城県警察の確立

■ 行動計画で推進する重点取組と数値目標

ワークライフバランス等の推進のための取組

I 働き方改革

■ 時間外勤務の縮減の定着化

■時間外勤務縮減のための意識啓発等

■業務の合理化・効率化の推進

■幹部による時間外勤務の必要性の事前確認の徹底 など

■ 数値目標

職員1人当たりの年次休暇取得日数

13.9日

(令和2年)

→ 14 日以上

2 子育てや介護と両立して活躍できるための改革

■ 男性職員の仕事と家庭生活の 両立の促進

■育児休業等を取得したい職員が取得できる環境づくり

■周囲のサポート体制確保等

■性別による固定的役割分担意識の打破 など

■ 数値目標

男性職員の配偶者出産休暇(3日)・育児参加休暇(5日)の完全取得

6.1日

(令和2年)

→ 8 日

3 女性の活躍推進のための取組

■ 女性職員のキャリア形成に向けた 施策の推進

■ライフステージの各段階に応じた働き方を選択・実現するための多様なキャリアパスの提示

■性別に関わりない職務機会の付与と適切な評価に基づく登用 など

■ 数値目標

警察官に占める女性警察官の割合

11.7%

(令和2年)

→ 14 % 程度

その他の次世代育成支援のための取組

1 子育てバリアフリー

3 職員家族が触れ合う機会の充実

2 子供・子育てに関する地域貢献活動